

公立大学法人岩手県立大学外国人留学生奨学金規程

(目的)

第1条 この規程は、岩手県立大学、岩手県立大学盛岡短期大学部及び岩手県立大学宮古短期大学部(以下「本学」という。)に在籍する私費外国人留学生で、学業、人物ともに優れ、かつ、留学生生活を続けていくために経済的な援助を必要とする者に対し、私費外国人留学生奨学金(以下「奨学金」という。)を給付することにより、本学における教育研究効果及び教育研究水準を一層高めるとともに、人材育成等を通じて本県と諸外国・地域との相互理解及び友好関係を促進し、「国際社会に貢献する大学」という本学の建学の理念の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「私費外国人留学生」とは、わが国の大学等において教育を受け又は研究活動を行う目的を持って入国し、大学等に在籍する外国人留学生(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の4に定める「留学」の在留資格を有する者)で、国費外国人留学制度実施要項(昭和29年文部大臣裁定)に定める国費外国人留学生及び外国政府の派遣する留学生並びに岩手県海外移住者子弟人材育成支援事業による留学生以外の者をいう。

(給付対象者)

第3条 奨学金の給付の対象者は、本学に正規生として在籍する私費外国人留学生であって、次の基準のすべてに該当する者でなければならない。

- (1) 学業、人物ともに優れ、かつ、留学生生活を続けていくために経済的援助が必要であると認められること。
- (2) 他の奨学金を受給していないこと、または現に他の奨学金を受給していても本学の奨学金を受給できることとなった場合には他の奨学金の受給を取り止めることを確約できること。
- (3) 仕送りの月額平均が9万円以下であること。
- (4) 在日している者の被扶養者となっている場合は、その扶養者の年間所得が独立行政法人日本学生支援機構の第二種奨学金の収入基準額以下であること。

(奨学生の数)

第4条 奨学金の給付を受ける者(以下「奨学生」という。)の数は、毎年度、予算の範囲で定める人数以内の数とする。

(給付月額)

第5条 奨学金の給付月額は、次のとおりとする。

- (1) 学部生及び短期大学部生 月額 100,000円
- (2) 大学院生 月額 130,000円

(給付期間)

第6条 奨学金の給付期間は、奨学生として決定した年度の4月から翌年の3月までとする。

(奨学生の申請)

第7条 奨学金の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、岩手県立大学私費外国人留学生奨学金給付申請書(様式第1号)及び他の奨学金を受給している場合には確約書(様式第2号)を別に定める期日までに学長に提出するものとする。

2 学長は、前項の申請書を受理したときは、当該申請者の属する学部、短期大学部又は研究科の長の推薦書(様式第3号)を添えて理事長に提出するものとする。

(選考基準)

第8条 奨学生の選考基準は、次のとおりとする。

(1) 学部生及び短期大学部生

ア 1年次生

入学試験の成績が優秀であると認められ、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

(ア) 独立行政法人日本学生支援機構が実施する日本留学試験において、受験した科目の得点の合計が当該科目の平均点の合計を上回っていること。ただし、当該試験を実施しない国又は地域の出身者にあつては、財団法人日本国際教育支援協会又は独立行政法人国際交流基金が実施する日本語能力試験1級の成績が平均を上回っていること。

(イ) 特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められること。

イ 2年次生以上

学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められ、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

(ア) 次に示す成績評価係数の算出方法により算出された前年次の成績評価係数が2.5以上であること。ただし、編入学者については、編入学前に所属していた学校の成績をもって成績評価係数を算出することができるものとする。

[成績評価係数の算出方法]

$$\frac{(\text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数})}{\text{総取得単位数}}$$

総取得単位数

(イ) 特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められること。

(2) 博士前期課程

ア 1年次生

入学試験の成績が優秀であると認められ、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

(ア) 本学入学直前に在学していた学校における学業成績又は研究成果が優秀であると認められること。

(イ) 特定の研究領域において特に優れた資質能力を有すると認められること。

イ 2年次生

学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められ、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

(ア) 前年次の成績評価係数が2.8以上であること。

(イ) 特定の研究領域において特に優れた資質能力を有すると認められること。

(3) 大学院博士後期課程

ア 1年次生

入学試験の成績が優秀であると認められ、かつ、特定の研究領域において特に優れた資質能力を有すると認められる者

イ 2年次生以上

特定の研究領域において特に優れた資質能力を有すると認められる者

(奨学生の採用)

第9条 理事長は、第7条第2項の推薦に基づきその内容を審査し、奨学生の採用を決定のうえ申請者に通知するものとする。

(奨学金の給付方法)

第10条 奨学金は、毎月、奨学生の在籍を確認したうえで1か月分ずつ給付するものとする。ただし、特別の事情があるときは、2か月分以上を合わせて給付することがある。

(学業成績及び生活状況の報告)

第11条 奨学生は、学年の前期終了後、指定する日までに私費外国人留学生奨学金受給者生活状況報告書(様式第4号)を理事長に提出するものとする。

(給付の休止)

第12条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の給付を休止する。

- (1) 休学の許可を受けたとき(外国の正規の大学又は大学院において教育を受ける場合を除く。)
- (2) 留学の許可を受けたとき(願い出により理事長が特に必要と認める場合を除く。)
- (3) 長期にわたり欠席したとき

(給付の停止)

第13条 奨学生の学業又は性向などの状況により指導上必要があると認められた場合は、奨学金の交付を停止することがある。

(給付の再開)

第14条 理事長は、前2条の規定により奨学金の給付を休止又は停止された者が、その理由が消滅し本人が願い出た場合は、奨学金の給付を再開することができる。

(給付の廃止)

第15条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金の交付を廃止することがある。

- (1) 心身の故障により修学の見込みがなくなると認められるとき。
- (2) 学業成績又は性行が著しく不良となったと認められるとき。
- (3) 奨励金を必要としなくなったとき。

- (4) 処分を受け学籍を失ったとき。
- (5) 死亡したとき
- (6) その他奨学生としての要件を欠くこととなったとき

(給付の辞退)

第16条 奨学生は、私費外国人留学生奨学金辞退届(様式第5号)を提出することにより、奨学金の給付を辞退することができる。

2 奨学生が退学したときは、奨学金の給付を辞退したものとみなす。

(給付決定の取消し)

第17条 理事長は、奨学生として採用された者が、虚偽の申請又は届出をした事実が判明したときは、当該採用の決定を取り消すものとする。

(奨学金の返納)

第18条 理事長は、奨学金の給付を停止し、廃止し、又は採用の決定を取り消した場合には、既に給付した奨学金の全部又は一部を返納させることができる。

(補欠採用)

第19条 理事長は、奨学金の給付を廃止し、又は奨学生が奨学金の給付を辞退した場合には、奨学生の補欠採用を行うことができる。

2 補欠採用された奨学生が奨学金の給付を受けられる期間は、従前の奨学生が給付を受けた期間の残りの期間のうち1月を単位とする必要な期間とする。

(補則)

第20条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日以前に本学に入学し、この規程の施行の日において引き続き在籍する私費外国人留学生(学部生に限る。)に係る奨学生の選考基準は、第8条第1号イの規定にかかわらず、同号イ(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者とする。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規程による改正前の公立大学法人岩手県立大学外国人留学生奨学金規程(平成17年規程第19号)附則第2項は、削除する。

岩手県立大学私費外国人留学生奨学金給付申請書

申請者	フリガナ氏名	姓 (Family name) 名 (First name)	所 属		
	生年月日	年 月 日生 (歳)	性 別	男・女	
	住 所	〒 - - - - -			
	母国の連絡先	氏 名		続 柄	
		住 所	- - - - -		
	仕送りの平均月額	円			
在日扶養者の有無	有 ・ 無 (有の場合には、下の表にも記入してください。)				

在日扶養者	氏 名			年 齢		申 請 者 との続柄		
	現 住 所			電 話 番 号				
	所 得 の 状 況	職 業			勤 務 先			
		所得区分	給与所得・商工業個人経営・農林水産業・自由業・その他					
		過去 1 年間の所得	給与所得の支払金額、収入・売上金額	千円	控除額・必要経費	千円	所得金額	千円
	家 族 の 状 況	世帯構成	在日扶養者との続柄	氏 名	年 齢	就学者の場合の在学状況		
						設置者	学校区分	通学別
						国公・私立	小・中・高・高専・専修(高等・専門)・大学	自宅・自宅外
					国公・私立	小・中・高・高専・専修(高等・専門)・大学	自宅・自宅外	
控除要件		在日扶養者が母子・父子家庭 家族の中に障害者がいる (名) 在日扶養者が別居 (別居による住居・光熱水費・家具家事用品の増加額 千円) 6 か月以上にわたり療養を要する者がいる (療養のため必要な年間経費 千円) 過去 1 年以内に火災・風水害等の被害を受けた (支出増又は収入減の年間金額 千円)						

(注) 在日扶養者がいる場合には、当該在日扶養者の前年の所得を証明する書類を添付すること。

以上のとおり記載事項に相違ありません。岩手県立大学私費外国人留学生奨学金の給付を申請します。

年 月 日

公立大学法人岩手県立大学理事長 様

申請者氏名 (自署) _____

(大学記入欄)

独立行政法人日本学生支援機構第二種奨学金の基準による在日扶養者の所得額算定										
所得額 (A)										千円
特 別 控 除 額	本人控除	母子父子世帯	就学者	障害者	長期療養	寡計支持者別居	被災	計 (B)	(C) = B x 1.1	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
認定所得額 (A) - (C)					収 入 基 準 額					千円

(A 4)

様式第2号(第7条関係)

確 約 書

年 月 日

公立大学法人岩手県立大学理事長 様

所 属 _____

学籍番号 _____

氏 名 _____

私は、現在下記の奨学金を受給していますが、岩手県立大学私費外国人留学生奨学金を受給することとなった場合には、下記の奨学金の受給を取り止めます。

記

受給している奨学金の名称

私費外国人留学生奨学金受給者推薦書

推薦する 学 生	所 属			学 籍 番 号	年 次
				氏 名	
成 績 基 準 (学部・短大)	1年次生			2年次生以上	
	日本留学試験 又 は 日本語能力試験	総得点	平均点	前 年 次 の 成 績	成績評価係数
推 薦 所 見	<ul style="list-style-type: none"> ・入学試験の成績(学習の意欲・修業の見込み) ・特定分野における特に優れた資質能力 ・経済的援助の必要性その他特筆すべき事項 				
推薦所見記入者職氏名	(職名)	(氏名)			
推 薦 順 位	名 中 位				
<p>上記の者は、岩手県立大学外国人留学生奨学金受給者としてふさわしいと認められるので推薦します。</p> <p>年 月 日</p> <p>公立大学法人岩手県立大学理事長 様</p> <p style="text-align: center;">岩手県立大学 学部長(研究科長)</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____</p>					

(注) 成績評価係数は、小数点以下第3位を四捨五入すること。

私費外国人留学生奨学金受給者生活状況報告書

所 属	学 部 研究科		学科 課程 専攻	学籍番号	
学 年		氏名		生年月日	年 月 日生
住 所			電話番号	自 宅	- -
				携帯・PHS	- -
住居の 種 類	自宅・アパート・下宿・寮・ その他()		主 な 通学方法	電車・バス・自動車・二輪車・自転車・徒歩	
区 分		金 額		左欄の記入上の注意等	
1 か月 当たりの 平均経費 (支出)	修 学 費		円	書籍・文具費、実習旅行費、パソコン購入維持費等	
	通学交通費		円	通学定期券代金等の交通費、自転車・バイク購入維持費等	
	帰省交通費		円	自宅通学者は記入しない	
	食 費		円	下宿者は下宿料を食費と住居光熱水費を分割して記入	
	住居光熱費		円	自宅通学者は記入しない	
	保健衛生費		円	診療・医薬品費、理髪美容代、風呂代等	
	そ の 他		円	被服、通信、趣味、娯楽嗜好等の雑費	
	合計(A)		円		
1 か月の 平均経費 を賄った 内 訳 (収入)	家庭からの送金又は給付		円		
	岩手県立大学 学業奨励金		円		
	他の奨学金		円		
	アルバイト		円		
	そ の 他		円	その他の内容 ()	
	合計(B)		円		
大学への 要望・意見					
修学・ 生活上で 困っている こと					

(注) 1 「住居の種類」欄及び「主な通学方法」欄は、該当するものに 印を付すこと。

2 生活費の合計額は、(A) = (B)となるように記入すること。

(A4)

私費外国人留学生奨学金辞退届

年 月 日

公立大学法人岩手県立大学理事長 様

所 属 _____

学籍番号 _____

氏 名 _____

私は、岩手県立大学私費外国人留学生奨学金を辞退したいので、岩手県立大学私費外国人留学生奨学金規程第17条の規定により届け出ます。

記

- 1 辞退する奨学金
年 月分から辞退する。
- 2 辞退理由